

さしのべた その手がこどもの 命綱

～11月は児童虐待防止推進月間です～

教職員間で常に観察・情報収集・情報交換を意識しましょう

児童虐待の
4つの定義

身体的虐待

性的虐待

心理的虐待

ネグレクト

4つの虐待を3つの「変」から見逃さない

子どもがなんとなく変

- ・表情が乏しい
- ・近づかれたり触られたりするのを極端に嫌がる
- ・家に帰りがたらない
- ・異常な食行動(拒食・過食・むさぼり)
- ・衣服の汚れや更衣をしたがらない
- ・理由が不明確な遅刻や欠席 等

保護者がなんとなく変

- ・イライラし、余裕がないように見える
- ・人前で子どもを激しく叱る、たたく
- ・子どもとの接し方や距離感が不自然
- ・連絡が取りにくく、家庭の様子がわからない
- ・家庭訪問や懇談のキャンセルが多い
- ・「キレた」ような抗議をしてくる 等

状況が変

- ・不自然なケガや繰り返すケガ
- ・低身長や体重の減少
- ・体育や身体測定の際に欠席が多い
- ・子どもの変化に対し、緊急性を感じていないそぶりが見える
- ・その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い 等



虐待と思ったらすぐお電話を
虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときやご自身の出席や子育てに悩んだときには、児童相談所や児童科の窓口に連絡してください。

0570-064-000

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。
11月は児童虐待防止推進月間です。

学校及び教職員に求められる役割や義務

- ①虐待の早期発見のための努力義務が課されている。
- ②児童虐待を発見した者は、速やかに福祉事務所又は児童相談所へ通告しなければならない義務が課されている。
- ③児童虐待の被害を受けた児童生徒に対して適切な保護が行われるようにする。
- ④児童相談所等の関係機関等との連携強化に努める。 など

文部科学省「学校等における児童虐待防止に向けた取組について」より

オレンジリボンは
子ども虐待防止の
シンボルマークです

